

# 国立大学法人東京農工大学学長の業務執行状況の確認について

平成 27 年 7 月 10 日  
学長選考会議決定  
平成 27 年 10 月 15 日  
一部改正

## 1. 趣旨

国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程第 2 条第 4 号及び国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第 9 条の 2 に基づき国立大学法人東京農工大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う学長の業務執行状況の確認について、次のとおり定める。

## 2. 実施時期等

学長選考会議は、学長の任期が 2 年（再任の場合は 1 年）を経過した時点において、学長の業務執行状況を確認する。

## 3. 実施方法

- (1) 次にあげる学長の業務の執行状況について、学長から書面による自己申告を求め、当該書面に基づき学長から意見聴取を行う。
  - 1) 学長が、学長候補者の公募にあたり提出した「所信」に対する業務の執行状況
  - 2) 大学を取り巻く諸課題等に対応するための業務の執行状況
- (2) 学長の業務執行に関して、監事による監査結果報告書を活用するとともに、必要に応じて監事から意見を聴取する。
- (3) 学長の業務執行に関して、業務の実績に関する報告書等を活用する。
- (4) (1) から (3) までの内容を総合的に勘案して学長の業務執行状況を確認する。

## 4. 意見具申

学長選考会議は、3 の (4) の結果、業務執行状況に問題点等が存在する場合は、学長に対し確実な業務執行を具申する。

## 5. 公表の取扱い

学長選考会議は、業務執行状況の確認の結果を公表する。

## 6. 留意事項

1 から 5 までのほか、学長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

また、学長選考会議委員の任期が学長の任期より短いことを考慮し、学長候補者選考時の議論・判断等に関する情報が適切に引き継がれ、業務執行状況の確認にあたって支障が生じないよう留意する。